

委員会提出議案第4号

食品表示制度の抜本的改正を求める意見書

ここ数年繰り返されてきた加工食品の産地偽装事件や毒物混入事件を契機として、消費者である多くの国民の間に食に対する不安感、不信感が生まれ、強く根付くこととなり、比較的信頼を寄せられる国内産の食品が求められるようになりました。

その一方で、食料自給率が約40パーセントに過ぎない我が国では、国産農産物のみでは需要のすべてを賄うことはできず、価格の安い外国産の農産物が大量に輸入され、流通しています。

そこで消費者は、食に対する安心と安全を考え、原材料の産地が明確に表示されていない調理冷凍食品などをはじめとする加工食品の原料原産地の明確な表示を求めています。

多くの消費者が安全性に不安を抱いている「遺伝子組換え食品」についても、現在の制度上は一部の農産物しか表示義務がないため、それとは知らずに口にしています。

また、内閣府食品安全委員会が「体細胞クローン家畜」である牛や豚の死産や生後直死などの異常の多発原因について解明されていないまま「安全」と評価したことから、体細胞クローン家畜に由来する食品の商品化・流通化の取組が進められています。

「受精卵クローン牛」については既に任意表示により流通され始めていますが、消費者の中には「クローン家畜由来の食品は食べたくない」と考えている人もいます。

食品の安全性を確保し、国民の健康の保護を確実に実現していくためには、食品の生産、加工及び流通の履歴を明らかにする「トレーサビリティ」の確立と、それに基づいた表示制度の見直しが必要となります。

以上のことから、国においては、飲食に起因する健康被害を防止し、国民一人一人のいのちの基本となる食の安心と安全の確保のためにも、消費者の知る権利に基づき、不安を抱くことなく「買う」「買わない」を自ら選択できるよう、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望します。

- 1 原材料を含めた加工食品のトレーサビリティを確立すること。
- 2 原料原産地を表示すべき加工食品の対象範囲を拡大すること。
- 3 遺伝子組換え食品であること及び遺伝子組換え農産物を原材料とする食品のすべてにその旨を表示すること。

4 クローン家畜に由来する食品のすべてにその旨を表示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月19日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰